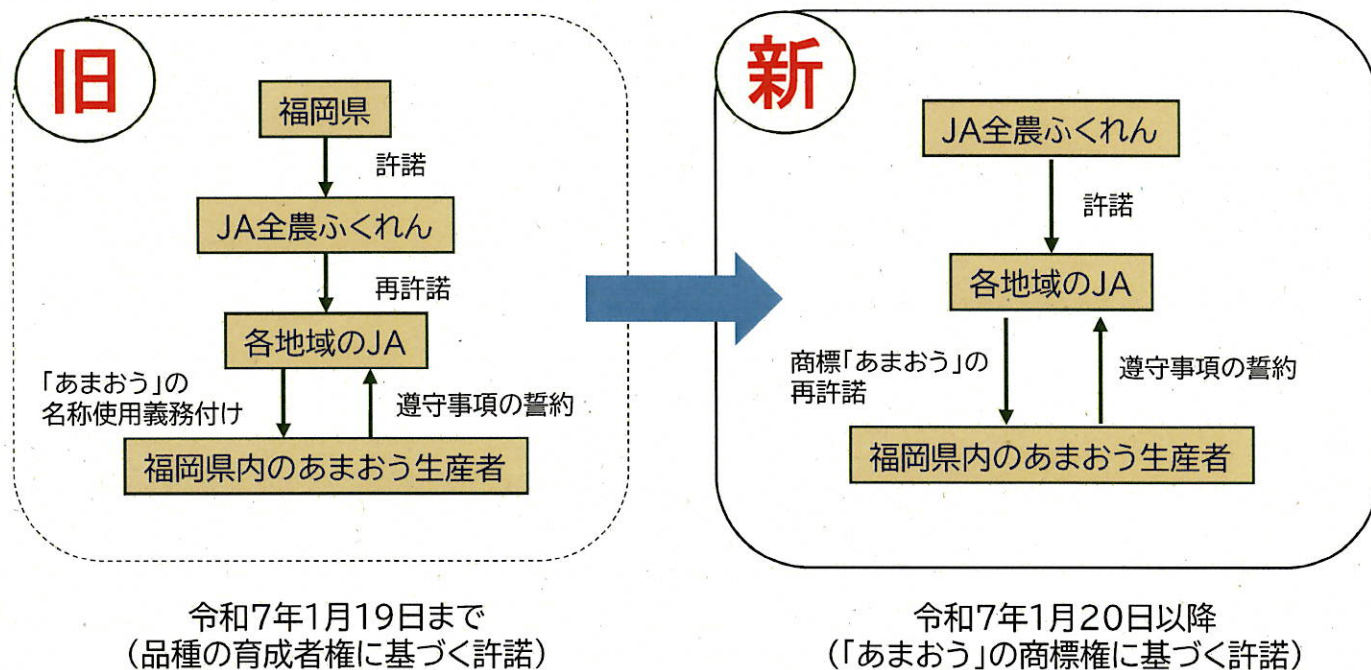


「あまおう」ブランド保護の対応について

1. 知的財産権に基づくブランド保護(イメージ)



2. 商標「あまおう」使用許諾時の主な遵守事項(商標使用許諾契約書抜粋)

- ①「福岡S6号」の栽培及び生産を福岡県内でのみ行い、その果実やその果実を用いた加工果実、ジャム以外には「あまおう」の商標を使用しないこと。
※「博多あまおう」の商標は、引き続き部会員のみ使用可
- ②「福岡S6号」の生産にあたっては、「あまおう」栽培の手引き及び福岡県普及指導員又はJA営農指導員の指導に基づき、適正な栽培管理を行うとともに、出荷基準及び指定品質基準を遵守すること。

3. 商標権を侵害した場合

商標法に基づき、商標使用の差し止めや損害賠償を請求されることがある。また、故意に他人の商標権を侵害した場合は、刑事罰(10年以下の拘禁刑又は1000万円以下の罰金、又はその両方)も科されることがある。